画面デザイン保護の各国比較表

日本(審査) 米国(審査) 韓国(無審査) 欧州(無審査) < H18法改正前 > < H18法改正後 > 2008年より <関連条文> <関連条文> < 関連条文 > <関連条文> <関連条文> 意匠法第2条 デザイン保護法第2条 欧州共同体意匠理事会規則第1条 意匠法第2条 特許法第171条(意匠特許) 「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。・・中 1「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。・・中 製造物品のための新規で独創的かつ "意匠"とは、物品(物品の部分を含 (b)「製品」とは、あらゆる工業品又は 略··)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの 略··)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの 装飾的な意匠を創作した者は、本法 む。・・中略・・)の形状、模様、色彩又 手工芸品をいい、・・略・・グラフィック シンボル及び印刷用書体を含むが、 結合であって、視覚を通じて美感を起こさせる 結合であって、視覚を通じて美感を起こさせる の規定に従って、それについて特許を はこれらを結合したものとして、視覚を ものをいう。 ものをいう。 受けることができる。 通じて美感を起こさせるものをいう。 コンピュータ・プログラムは除外する。 1意匠法第2条第2項 | 前項において、物品の部分の形状、模様若しく <保護範囲に関する規定等> <保護範囲に関する規定等> < 保護範囲に関する規定等 > <保護範囲に関する規定等> [液晶表示等に関するガイドライン(部分意匠編)で は色彩又はこれらの結合には、物品の操作 [審査基準で対応] [審査基準で対応] 「欧州共同体意匠理事会規則」は、意匠 特許審査マニュアル「MPEP1504.01」 にお 対応] 当該物品がその機能を発揮できる状態にす 保護対象となる画面デザインについて、 (デザイン)は製品(product)の外観であ 物品の成立性に照らして不可欠なものであること 「るために行われるものに限る。)の用に供され いて画面デザインはそれが物品(表示機 物品の成立性に照らし不可欠であるこ り、製品には「グラフィックシンボル(G 物品自体の表示機能により表示されたものである」る画像であって、当該物品又はこれと一体とし 器)の一部として具現化されていれば、意 とまでは要求せず、物品の表示画面上 raphic symbols)」を含むと定義されてい て用いられる物品に表示されるものが含まれ 匠(デザイン)成立の前提となる「製造物 に一時的にでも具現化されるものであ る。実務上、「Graphical user 変化の態様が特定されていること 品」の要件を満たすとされている。 interfaces」及び「Icons[for computers]」 るものとする。 ればよい。 が、「グラフィックシンボル」に準ずる「製 品」として取り扱われている。 カーナビゲーション 本体に表示部を有する機器の画像 **CLAIM** 腕時計本体 The ornamental design for a graphic user 画像デザインが表示された interface for an electronic device for a Animated graphical user interfaces 携帯用情報端末機 display screen, as shown and described. 携帯電話機 [<mark>登録番号:第1393022号</mark>] (7) P [登録番号:第1149610号] [登録番号:D441,763] [登録番号:3003677990000] [登録番号:748694-0001] [登録番号:第1375719号] 本体と別体の表示機に表示される画像 プロジェクター 写真用プリンタ The ornamental design for online software guide window screen with information icons for a computer display and printer, as shown and described. 【画像図】 [登録番号:第1372744号] 므 M 2 P = NO SAMPLE NO SAMPLE DVD録画再生機 セットトップボックス 医电影电影区影響 (プロードパンドネットワークを介して配信される番組を 受信・変換する機器) [登録番号:D398,594] 【画像図】 [登録番号:第1372749号] OS、アプリケーションソフトの画像 画像デザインが表示された The ornamental design for a user コンピューター モニター Graphical user interfaces interface for a computer display, as shown and described STANDARD STAN 保護対象外 [登録番号:3005460240000] [登録番号:429113-0012] アイコン自体 Portion of a display screen Icons for display screens with an icon image 保護対象外 法改正後は保護対象となる 保護対象外 (2011年12月国会審議中) [登録番号:D439256] [登録番号:1253264-0016] ウェブページ 画像デザインが表示された Graphical user interfaces, Screen The ornamental design for a graphical コンピューター モニター displays and icons user interface for a display screen of a communications terminal, as shown and described. 保護対象外 [登録番号:D599,372] [登録番号:378369-0001]

[登録番号:3005445010000]